

告 示

○愛媛県告示第 825 号

理容師法（昭和22年法律第 234 号）第11条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 2 主催者  
東京都江東区有明 3 丁目 1 番25号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日  
平成20年11月10日、平成20年11月17日、平成20年12月 1 日の 3 日間
- 4 講習場所  
松山市宮田町 132 番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 5 受講料  
14 ,000円

○愛媛県告示第 826 号

美容師法（昭和32年法律第 163 号）第12条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者  
東京都江東区有明 3 丁目 1 番25号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日  
平成20年11月10日、平成20年11月17日、平成20年12月 1 日の 3 日間
- 4 講習場所  
松山市宮田町 132 番地  
ピュアフル松山（勤労会館）
- 5 受講料  
14 ,000円

○愛媛県告示第 827 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ジョー・ブラ	松山市朝生田町五丁目 1 番25号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ 大西 彰 セガメディクス株式会社 堤製パン株式会社 株式会社ちくさ 株式会社つるや 田中商事株式会社 株式会社フジカワ 株式会社ドリーム 有限会社高井商店 株式会社デオデオ 株式会社パーク・ランド 株式会社しまむら 株式会社文具生活 DS	株式会社ママイ 大西 彰 セガメディクス株式会社 堤製パン株式会社 株式会社ちくさ 株式会社つるや 田中商事株式会社 株式会社フジカワ 株式会社ドリーム 有限会社高井商店 株式会社デオデオ 株式会社パーク・ランド 株式会社しまむら 株式会社文具生活 DS 株式会社ジャパンアルテック	平成19年 12月19日	平成20年 5月 7 日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 828 号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第 833 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																																																							
<p>（事業遂行状況報告）</p> <p><b>第 7 条</b> 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の各四半期（第 4 四半期を除く。）の末日現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書（様式第 6 号の<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>）を作成し、<u>当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。</u>ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。</p> <p>様式第 6 号の<sup>(1)</sup>（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="3">事業の遂行状況</td><td rowspan="3">備考</td></tr> <tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">第 四半期までに完了したもの</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>出来高</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第 6 号の<sup>(2)</sup>（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="3">事業の遂行状況</td><td rowspan="3">備考</td></tr> <tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">第 四半期までに完了したもの</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>出来高</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>				省略				事業の遂行状況			備考	区 分	第 四半期までに完了したもの		事業費	出来高		円	円		省略				事業の遂行状況			備考	区 分	第 四半期までに完了したもの		事業費	出来高		円	円		<p>（事業遂行状況報告）</p> <p><b>第 7 条</b> 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の11月 1 日 _____ 現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書（様式第 6 号の<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>）を作成し、<u>その月 _____ の15日までに知事に提出するものとする。</u>ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。</p> <p>様式第 6 号の<sup>(1)</sup>（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="3">事業の遂行状況</td><td rowspan="3">備考</td></tr> <tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">11月 1 日までに実施したもの</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>出来高</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第 6 号の<sup>(2)</sup>（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="3">事業の遂行状況</td><td rowspan="3">備考</td></tr> <tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">11月 1 日までに実施したもの</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>出来高</td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>				省略				事業の遂行状況			備考	区 分	11月 1 日までに実施したもの		事業費	出来高		円	円		省略				事業の遂行状況			備考	区 分	11月 1 日までに実施したもの		事業費	出来高		円	円	
省略																																																																											
事業の遂行状況			備考																																																																								
区 分	第 四半期までに完了したもの																																																																										
	事業費	出来高																																																																									
	円	円																																																																									
省略																																																																											
事業の遂行状況			備考																																																																								
区 分	第 四半期までに完了したもの																																																																										
	事業費	出来高																																																																									
	円	円																																																																									
省略																																																																											
事業の遂行状況			備考																																																																								
区 分	11月 1 日までに実施したもの																																																																										
	事業費	出来高																																																																									
	円	円																																																																									
省略																																																																											
事業の遂行状況			備考																																																																								
区 分	11月 1 日までに実施したもの																																																																										
	事業費	出来高																																																																									
	円	円																																																																									

○愛媛県告示第 829 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市磯河内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地保全事業・粟井地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所北条支所

で、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・粟井地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第 831 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 830 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、松山市小川及び磯河内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたの

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	半吉谷地区	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 832 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	八王子地区	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第 833 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

○愛媛県告示第 835 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町仁田之浜981 由 井 保 吉	西宇和郡伊方町湊浦36 - 1 中 田 文 孝	西宇和郡伊方町豊之浦706 - 2 稲 田 昌 彦	伊 方	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年 5月23日から同年 6月 6日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第 836 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
四国中央市

24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。  
平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	籠地区	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第 834 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農地保全整備事業	大下地区	平成20年 3月22日

四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番55号

代表者 四国中央市長 井原 巧

四国中央市三島宮川 3 丁目 4 番15号

2 埋立区域

(1) 位置

ア 1 工区

四国中央市寒川町字岩崎4781番から同市寒川町字神ノ木 229 番 1 までの地先公有水面

イ 2 - 1 工区

四国中央市寒川町字神ノ木 229 番 1 までの地先公有水面

(2) 区域

ア 1 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、四国中央市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

1点は、基点から真北218度52分13秒、905.21メートルの地点

7点は、1点から真北327度27分05秒、159.89メートルの地点

8点は、7点から真北57度27分05秒、400.30メートルの地点

9点は、8点から真北147度27分04秒、154.25メートルの地点

#### イ 2-1工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに9点と11点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、四国中央市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

9点は、基点から真北203度33分21秒、538.04メートルの地点

8点は、9点から真北327度27分04秒、154.25メートルの地点

10点は、8点から真北57度27分10秒、19.20メートルの地点

11点は、10点から真北147度27分05秒、150.77メートルの地点

#### (3) 面積

ア 1工区 69,997.92平方メートル

イ 2-1工区 2,928.52平方メートル

#### 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年2月4日 愛媛県指令15港第269号

#### 4 しゅん功認可年月日

平成20年5月14日

#### ○愛媛県告示第837号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量(基準点測量)

2 作業期間 平成20年6月25日から  
平成21年3月10日まで

3 作業地域 新居浜市

#### ○愛媛県告示第838号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量  
(長浜都市計画事業大和(郷)土地区画整理事業  
出来形確認測量)
- 2 作業期間 平成19年7月20日から  
平成20年3月21日まで
- 3 作業地域 大洲市長浜町下須戒

#### ○愛媛県告示第839号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市港新地土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年5月23日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

#### ○愛媛県告示第840号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、道前平野土地改良区の志河川ダム(管理所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。)の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成20年5月23日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

#### 1 貯水、放水又は取水に関する事項

##### (1) 貯水に関する事項

ア ダムの満水位は標高133.70メートル、低水位は標高117.90メートルとする。

イ ダムの水位は、取水搭に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

ウ ダム管理責任者(以下「管理者」という。)は、ダム容量配分計画により毎年ダムに貯水するものとする。

エ かんがい用水のための利用は、標高117.90メートルから標高133.70メートルまでの容量、最大955,000立方メートルを利用して行うものとする。

##### (2) 放水に関する事項

ア ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時を除き、原則として下流の水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。

イ 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生じると認められるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

##### (3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は、左岸16号分水工ブロックかんがい期にあつては6月6日から10月6日まで、道前平野地区裏作かんがい期にあつては、10月7日から翌年の6月5日までとする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

(ア) 6月6日から7月10日までは、毎秒0.417立方メートルとする。

(イ) 7月11日から10月6日までは、毎秒0.298立方メートルとする。

(ウ) 10月7日から翌年6月5日までは、毎秒0.343立方メートルとする。

- (エ) 年間総量は、1,930,000立方メートルとする。
- 2 その他管理規程に記載されている事項
- (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項
- ア 取水口ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。
- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
  - (イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。
  - (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
  - (エ) その他特にやむを得ない必要があるとき。
- イ 放流ゲート及び副ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。
- (ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。
  - (イ) かんがい用水を放流する必要があるとき。
  - (ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。
  - (エ) その他特にやむを得ない必要があるとき。
- ウ 管理者は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
- ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒態勢をとらなければならない。
- (ア) 松山地方気象台からダムの直接集水地域が該当する予報区東予東部地方に、大雨・洪水注意報又は警報が発せられたとき。
  - (イ) その他洪水が予想されるとき。
- イ 管理者は、松山地方気象台から愛媛県西条市において震度階級4以上の地震が発表されたとき又はダム底部に設置した

- 地震計により観測された地震動の最大加速度が25g以上である地震のときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。
- ウ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めるときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい水不足を生じないよう努めなければならない。
- (3) その他施設の管理に関し必要な事項
- ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。
- (ア) 気象関係  
天気、気温、降雨量
  - (イ) 水象関係  
水位、流入量、放流量、取水量
- イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後で必要があると認めるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。
- ウ 管理者は、堤体に設置された測定機器により、揚圧力、漏水量について調査又は観測を行わなければならない。
- エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。
- (ア) ア、イ及びウによる調査又は観測の結果
  - (イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項
  - (ウ) 緊急時における措置に関する事項
  - (エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量
  - (オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第 841 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般 - 17) 第15832号	平成17年10月25日	(有)ヒメリフト	高橋 弘子	今治市玉川町法界寺甲44-3	平成20年4月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第5117号	平成18年8月5日	(株)堀川	堀川 岩男	今治市長沢甲1188	平成20年4月8日	水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 18) 第14819号	平成18年9月25日	(有)サコーマリン	佐光千代子	新居浜市阿島1-1-67	平成20年4月8日	土木工事業	建設業の廃止
(般・特 - 16) 第15535号	平成16年4月22日	佐光建設(株)	佐光 重英	新居浜市阿島1-1-67	平成20年4月8日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第10590号	平成19年7月27日	(株)イージーエス	藤田 文男	新居浜市新田町3-1-39	平成20年4月14日	左官工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第2435号	平成19年12月20日	津吉鉄筋工業	津吉 正利	今治市鯉池町3-1-6	平成20年4月21日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第15791号	平成17年8月8日	(有)二友建設	高橋 圭介	西条市明神木162-4	平成20年4月21日	土木工事業 建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(特 - 17) 第8号	平成18年2月23日	(株)黒川工務店	黒川 尚史	西条市大町519-2	平成20年4月30日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

(特 - 18)第14893号	平成18年 12月26日	(株)森高組	森高 茂樹	四国中央市土居町上野21 03	平成20年 4月30日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 16)第15521号	平成16年 4月9日	住鋳ブランテック(株)	佐藤 好正	新居浜市新田町3 - 3 - 20	平成20年 4月30日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第 842 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・黒谷地区）の施行に平成20年 5月 8 日同意した。

平成20年 5月23日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 843 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 5月23日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 指定年月日及び番号

平成20年 5月 9 日 19四土建（道）第16号

2 道路の位置

四国中央市金生町下分字小山 348 番の一部、349 番の一部及び 351 番 1 の一部

幅員 4.00メートル

延長 28.18メートル

3 申請人の住所及び氏名

四国中央市川之江町1856番地35

アルファ・プランニング 吉田 茂生

4 図面省略

○愛媛県告示第 844 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	波方環状線	今治市波方町波方甲2622番18地先から 同市波方町波方甲2265番21まで	平成20年 5月23日

○愛媛県告示第 845 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町弓削土生158番 2 から 同郡上島町弓削土生167番地先まで	旧	メートル 11.0~14.5	キロメートル 0.086	付図3 15 ~3 19 H19離道 改第1号 の2
		越智郡上島町弓削土生158番 2 から 同郡上島町弓削土生112番 3 まで	新	12.0~14.5	0.086	

○愛媛県告示第 846 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城弓削線	越智郡上島町弓削土生158番2から 同郡上島町弓削土生112番3まで	平成20年 5月23日

○愛媛県告示第 847 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削土生108番3から 同郡上島町弓削土生105番まで	平成20年 5月23日

○愛媛県告示第 848 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 敏 明	東温市志津川72番地

○愛媛県告示第 849 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、道前道後土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 850 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・饒地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称  
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・饒地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 851 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水設備整備事業・二神地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称  
市営土地改良事業（農業用排水設備整備事業・二神地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 852 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・二神地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称  
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・二神地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年 5月26日から 6月20日まで
- 縦覧場所  
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 853 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・青院樋堰地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同

法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供するべき書類の名称

市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・斉院樋堰地区）

計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 5月26日から 6月20日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 854 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良

事業・庄地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 縦覧に供するべき書類の名称

市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・庄地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 5月26日から 6月20日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第 855 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第 8 号 平成20年 5月15日	伊予郡松前町大字上高柳字上利水462番 7	松山市東石井三丁目 5 番10号 コーポパークサイド D - 103号 佐々木 善彦 佐々木 直美
20中局建（開）第 9 号 平成20年 5月15日	伊予郡松前町大字浜字一町六反838番 1、838番 3、838番 5、838番 6、838番 7、838番 8、838番 9、839番 3 及び840番 3	伊予郡松前町大字浜711番地 7 満 田 泰 三

○愛媛県告示第 856 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般・特 - 19）第2407号	平成19年 9月28日	（株）元親建設	大麦 和男	西予市野村町予子林847	平成20年 4月1日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般 - 17）第1053号	平成17年 12月16日	（有）川中建設	川中 照美	宇和島市下波938	平成20年 4月7日	造園工事業	建設業の廃止（一部）
（般 - 15）第13150号	平成15年 10月1日	兵頭住建（株）	兵頭 定幸	宇和島市津島町高田甲24 4	平成20年 4月9日	土工事業 管工事業	建設業の廃止（一部）
（般・特 - 17）第1936号	平成17年 4月16日	（有）山本建設	山本 博士	北宇和郡鬼北町大字奈良 1615	平成20年 4月10日	土工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般 - 17）第13067号	平成17年 5月19日	（株）ホリタ建設	堀田 武則	大洲市新谷乙492 - 2	平成20年 4月11日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
（般 - 18）第6513号	平成18年 12月1日	山村造園（株）	山村 貞二	宇和島市津島町岩松125	平成20年 4月23日	土工事業 造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 857 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。



平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙23番 1 地先から 同市上須戒丙21番15まで	旧	メートル 5.8~10.8	キロメートル 0.100	
			新	7.6~19.8	0.100	
"	"	大洲市上須戒甲64番 8	旧	4.6~6.0	0.049	
			新	10.0~11.8	0.049	

○愛媛県告示第 858 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙23番 1 地先から 同市上須戒丙21番15まで	平成20年 5月23日
"	"	大洲市上須戒甲64番 8	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 5月12日	特定非営利活動法人 NPO今治センター	阿曾 沼 温 良	今治市北日吉町二丁目 4 番21号	この法人は、愛媛県内の住民及び、ボランティア活動・地域の活性化活動・市民活動に取り組む団体・個人及びハンディキャップを持った方々に対して、保健・福祉・介護サービス・地域の活性化・文化・芸術・スポーツ・環境の保全・防災・災害支援・交通安全・人権・国際交流・男女共同参画社会の促進・子どもの健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、協力に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定による平成20年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成20年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時

平成20年 9月11日（木）午前 9 時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成20年 7月28日（月）から 8月 4 日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

教育委員会公告

○公 告

平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成20年 5月23日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

Table with 3 columns: 区 分, 期 日, 場 所. Rows include 小 学 校 教 員, 中 学 校 教 員 (各教科), 高 等 学 校 教 員 (各教科(科目)), 特別支援学校教員, 養 護 教 員, 栄 養 教 員.

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成20年5月26日（月）から6月16日（月）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。）

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成21

年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

- (2) 昭和49年4月2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業、工業、商業又は水産の教員志願者については、昭和44年4月2日以降に出生した者

なお、他の都道府県で学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）及び栄養教員の志願者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。

- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

- (1) インターネットによる場合
愛媛県のホームページから印刷して取り出すことができる。

- (2) 郵送により請求する場合
封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と書し、140円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して下記まで請求すること。

請求先

Table with 2 columns: 志 願 種 別, あ て 先. Rows include 小 学 校 教 員 志 願 者, 中 学 校 教 員 志 願 者, 高 等 学 校 教 員 志 願 者, 特別支援学校教員志願者, 養 護 教 員 志 願 者, 栄 養 教 員 志 願 者.

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 157

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 5月23日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改 正 後, 改 正 前. Each column has a sub-table with 2 columns: 機 関, 職. Rows include 別表（第2条、第3条関係） and 省略.

<p>知事部 局</p>	<p>本庁</p>	<p>部長 局長 技術監 えひめブランド推進統括監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監</p> <p>_____ 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改革班長 育樹祭調整班長 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。）秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係長 企画調整課企画係長 広域政策係長 地域政策係長 地域振興係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 _____ 広報係長 報道係長 広聴係長 庁舎管理係長 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び財政課に属するもの、予算を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。）主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）</p>	<p>知事部 局</p>	<p>本庁</p>	<p>部長 局長 技術監 えひめブランド推進統括監 危機管理監 原子力安全対策推進監 循環型社会推進監 医監 えひめブランド推進監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改革班長 専門員 _____（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。）秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係長 企画調整課企画係長 広域政策係長 地域政策係長 人事係長 _____ 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 年金係長 人事課職員厚生室共済係長 広報係長 報道係長 広聴係長 庁舎管理係長 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び財政課に属するもの、予算を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。）主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）</p>
<p>出先 機関</p>	<p>地方 局</p>	<p>本局</p> <p>局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長</p> <p>_____ 担当係長（総務係 _____ に属するもののうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。）</p>	<p>出先 機関</p>	<p>地方 局</p>	<p>本局</p> <p>局長 部長 _____ 保健統括監 医監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 新まちづくり支援班長 地方局再編班長 納税班長 調整管理係長 _____ 企画広報係長 企画広報・しまなみ係長 担当係長（調整管理係に属するもののうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。）</p>
	<p>支局</p>	<p>支局長 保健統括監 技幹 課長 室長 課長補佐 室長補佐 地域政策班長 技術課長補佐 技術室長補佐</p>			

省略	
保健所	所長 技幹 課長 室長 課長 補佐 技術課長補佐
家畜保健衛生所	所長 支所長 課長
省略	
省略	
衛生環境研究所	副所長 課長 室長 課長補佐
省略	
産業技術研究所	所長 部長 センター長 副部長 室長
省略	
農林水産研究所	所長 次長 部長 センター長 室長 総務課長
省略	
病虫害防除所	所長
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
省略	
家畜病性鑑定所	所長
省略	

省略

省略	
保健所	所長 技幹 課長 課長 補佐 技術課長補佐
家畜保健衛生所	所長 課長
家畜病性鑑定室	室長
省略	
保育専門学校	校長
省略	
衛生環境研究所	副所長 課長 室長
省略	
工業技術センター	所長 次長 課長 室長
繊維産業試験場	場長 技術支援室長 総務課長
紙産業研究センター	所長 技術支援室長 総務課長
窯業試験場	場長 技術支援室長
省略	
農業試験場	場長 次長 室長 総務課長
省略	
病虫害防除所	所長 支所長
果樹試験場	場長 所長 室長 (育種栽培室長を除く。) 総務課長 分場長
花き総合指導センター	所長 研究指導室長 総務課長
畜産試験場	場長 室長 総務課長
養鶏試験場	場長 研究指導室長 総務課長
林業技術センター	所長 室長 課長
水産試験場	場長 室長 総務課長 分場長
魚病指導センター	所長
建設研究所	所長 総務課長
省略	

省略

教 育 事 務 委 員 局 会	本 庁	教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 専門員（秘書事務 を専門事項とするもの、人事及 び給与について企画に関する事 務を専門事項とするもの並びに 法令指導係が所掌する事務の全 部又は一部を専門事項とするも のに限る。） 総務係長 予算 係長 企画調整係長 法令指導 係長 教職員係長 担当係長 （教育総務課に属するものに限 る。） 主任（総務係に属する もののうち秘書事務を担当する もの並びに人事及び給与につい て企画に関する事務を担当する もの並びに法令指導係及び教職 員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものの うち秘書事務を担当するもの並 びに人事及び給与について企画 に関する事務を担当するもの並 びに法令指導係及び教職員係に 属するものに限る。）	教 育 事 務 委 員 局 会	本 庁	教育長 教育次長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 専門員（秘書事務 を専門事項とするもの、人事及 び給与について企画に関する事 務を専門事項とするもの並びに 法令指導係が所掌する事務の全 部又は一部を専門事項とするも のに限る。） 総務係長 予算 係長 企画調整係長 法令指導 係長 教職員係長 担当係長 （教育総務課に属するものに限 る。） 主任（総務係に属する もののうち秘書事務を担当する もの並びに人事及び給与につい て企画に関する事務を担当する もの並びに法令指導係及び教職 員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものの うち秘書事務を担当するもの並 びに人事及び給与について企画 に関する事務を担当するもの並 びに法令指導係及び教職員係に 属するものに限る。）	
	省略			省略		
	教 育 機 関	省略		教 育 機 関	省略	
		<u>えひめ青少年 ふれあいセン ター</u>	所長 所長補佐		<u>青年の家</u>	所長 所長補佐
	省略			省略		
省略			省略			
備考 省略			備考 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○**裁決手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成20年5月13日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。  
平成20年5月23日

愛媛県収用委員会  
会長 矢野 隆 三

- 1 起業者の名称  
愛媛県
- 2 事業の種類  
県道川之江大豊線改築工事（愛媛県四国中央市金田町半田字亀松地内から同市金田町金川字東山地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県四 国中央市 金田町半 田字梨ノ 木	乙504番 1	畑	畑	128	128.51	128.51	登記名義人亡藤田正廣法定相続人 持分2分の1 愛媛県四国中央市金田町半田乙293 番地の2 藤田 ハツエ 持分4分の1 愛媛県四国中央市上分町467番地7 藤田 磯美 持分4分の1 愛媛県四国中央市金田町半田乙282 番地の1 合田 和豊			
	乙504番 3	雑種地	私道	38	38.89	38.89	登記名義人亡藤田正廣法定相続人 持分2分の1 愛媛県四国中央市金田町半田乙293 番地の2 藤田 ハツエ 持分4分の1 愛媛県四国中央市上分町467番地7 藤田 磯美 持分4分の1 愛媛県四国中央市金田町半田乙282 番地の1 合田 和豊			

○ 裁 決 手 続 開 始 の 決 定 の 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成20年5月13日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成20年5月23日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道川之江大豊線改築工事（愛媛県四国中央市金田町半田字亀松地内から同市金田町金川字東山地内まで）

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しようとする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県四 国中央市 金田町半 田字西ノ 内	乙316番 6	宅地	宅地	352.82	349.74	24.12	愛媛県四国中央市金田町半田乙 316番地の6 大西 信行	昭和58年 12月27日 第15153号	根抵当権	愛媛県四国中央 市川之江町1706 番地1 川之江信用金庫
使 用	愛媛県四 国中央市 金田町半 田字西ノ 内	乙316番 6	宅地	宅地	352.82	349.74	5.95	愛媛県四国中央市金田町半田乙 316番地の6 大西 信行	昭和58年 12月27日 第15153号	根抵当権	愛媛県四国中央 市川之江町1706 番地1 川之江信用金庫